

24西南健発第99号
公 告 第41号
平成24年10月10日

東京都渋谷区南平台町3番8号
東京西南私鉄連合健康保険組合
理事長 堀江 晋太郎

「理事、理事長及び監事選挙執行規程」および「検査及び監査規程」の一部変更について

このたび、下記のとおり「理事、理事長及び監事選挙執行規程」および「検査及び監査規程」の一部を変更しましたので、公告いたします。

記

1. 理事、理事長及び監事選挙執行規程の一部を次のとおり変更する。

(趣 旨)

第1条 理事及び理事長の選挙に関しては、法令及び規約に規定するもののほか、この規程の定めるところによる。

(理事の選挙日)

第2条 理事の選挙は、組合会の議員の総選挙によって、当選人の確定後直ちに行なうものとする。

ただし、特別の事情がある場合には、その日以後10日以内に行なうことができる。

(選挙の方法)

第5条 削除

(投票用紙の交付及び様式)

第6条 削除

(投票及び投票用紙の様式)

第7条 投票用紙は、選挙の当日、選挙会場において選挙人に交付しなければならない。

2 選定議員は、選定議員の中から選定理事を選出し、互選議員は、互選議員の中から互選理事を選出する。

3 選挙人は、選挙会場において、投票用紙に自ら被選挙人1人の氏名を記載して、これを投票箱

に入れなければならない。

4 投票用紙には、選挙人の氏名を記載してはならない。

5 投票用紙は、別記第2号様式により調製しなければならない。

(再 選 挙)

第15条 選挙すべき理事の数に足る当選人を得ることができなかつたときは、その不足の員数について、理事長は1ヵ月以内に選挙の期日を定めて再選挙を行なわせなければならない。

(補欠選挙)

第17条 理事の欠員につき、前条の規定により当選人を定めることができるときを除くほか、理事長は選挙の期日を定めて通知し、補欠選挙を行なわせなければならない。

(選挙録の作成)

第19条 選挙長は、別記第3号様式により選挙録を作成し、選挙に関するてん末を記載し、選挙立会人とともにこれに署名しなければならない。

2 前項の選挙録は、事務所において当該選挙にかかる理事の任期間保存しなければならない。

(組合会議員選挙執行規程の準用)

第21条 理事及び理事長の選挙執行に関して、この規程に定めてない必要な事項は、組合会議員選挙執行規程を準用する。

附 則

この規程は、平成24年10月5日から施行する。

2. 検査及び監査規程の一部を次のとおり変更する。

第2条 監査は、2名の監事によりこれを行なう。

2 前項の監事は、組合会において、選定議員、互選議員別に理事及び組合の職員以外の議員から、それぞれ1名を選挙により決定する。

3 監事の選挙執行に関して必要な事項で、この規程に定めのない事項に関しては、理事及び理事長選挙執行規程を準用する。

附 則

この規程は、平成24年10月5日から施行する。

以 上